

目 次

はじめに	1
I 立地法のあらまし	
1 大規模小売店舗立地法の目的	3
2 立地法の対象、届出者、用語の定義等	5
3 立地法に基づく届出事項、開店等の制限	9
4 説明会の開催	13
5 届出後の流れ	15
6 立地法の指針の適用	18
7 届出事務のフロー、注意事項	21
II 届出書の作成上の注意・記載例	
1 新設（法5条1項）、変更（法附則5条1項、法6条2項）の届出（共通）	29
2 新設（法5条1項）の届出	34
3 変更（法附則5条1項）の届出	73
4 変更（法6条2項）の届出	94
5 変更（法6条1項）、承継（法11条3項）、廃止（法6条5項）の届出	114
6 説明会、説明会に代わる掲示	121
7 法8条2項に基づく意見書	134
III 法令・関係規程	
大規模小売店舗立地法	135
大規模小売店舗立地法施行令	143
大規模小売店舗立地法施行規則	144
東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱	149
東京都大規模小売店舗立地審議会条例	197
IV 指針	
大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針	199
V 騒音予測の手引き	
大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き（第2版）	223
VI 巻末資料	
大規模小売店舗立地法の届出について	359
東京都及び区市町村の相談窓口一覧	363

※表記について

本しおり内の略称は次のとおりです。

(法・要綱)

都要綱：東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱

法、立地法：大規模小売店舗立地法

施行規則：大規模小売店舗立地法施行規則

指針：大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

騒音予測の手引き：大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き

(条文例)

法5条1項、または 5－1

法附則5条1項、または 附5－1

は じ め に

大規模小売店舗立地法（平成 10 年 6 月 3 日公布、平成 12 年 6 月 1 日施行。以下、「立地法」という。）では、小売業を巡る経済的、社会的な環境変化を踏まえ、大規模小売店舗の立地に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物等の周辺生活環境への影響を緩和し、大規模小売店舗と地域社会との融和を図るための制度として、大規模小売店舗を設置する者が施設の配置等配慮すべき事項を中心に定められています。

また、立地法に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下、「指針」という。）」において、法運用上の基準が定められています。

立地法では、店舗面積の合計が 1,000 平方メートルを超える店舗の新設をする者は、大規模小売店舗の設置者として届出の対象となります。

また、新設の届出のあった店舗が届出事項を変更する場合、立地法施行の際現に大規模小売店舗を設置している者が立地法に定められた事項について立地法施行日以後最初に変更する場合等も、届出の対象となります。

設置者の皆様におかれましては、立地法に基づく届出等を行う際には、法令を遵守するとともに、指針の趣旨を踏まえ、本しおりを参考に、適正かつ円滑な手続きを行われますようお願いいたします。

本しおりの構成は下記のとおりです。

I 立地法のあらまし

立地法の目的や用語の定義、届出事項、届出フローなど、届出にあたっての注意事項を掲載しています。

II 届出書の作成上の注意・記載例

届出書がよりの確に記載されますよう記載例を掲載しています。

併せて説明会等の計画の作成例も掲載しています。

III 法令・関係規程

立地法、政省令、東京都の要綱等を記載しています。

IV 指針

立地法に基づく指針（平成 19 年再改訂版）を掲載しています。

V 騒音予測の手引き

「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き（第 2 版）」を掲載しています。

VI 巻末資料